



埼玉県報

第 2749 号
平成 27 年(2015 年)
11 月 17 日
火曜日

目次

告示

- 平成 27 年 7 月から 9 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 川口都市計画下水道事業川口公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 東松山都市計画下水道事業東松山市公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 北本都市計画下水道事業北本公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 草加都市計画下水道事業八潮公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 蓮田都市計画下水道事業蓮田公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 越谷都市計画下水道事業吉川公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 幸手都市計画下水道事業宮代公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 県道南古谷停車場線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 運転免許取得者教育に係る届出事項変更に伴う公安委員会告示（運転免許課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告示

埼玉県告示第千二百九十八号

平成二十七年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上田清司

| | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 第一番 | 苦情番号 | | | | | | |
| 平成二十七年九月十五日 | 苦情申立日 | | | | | | |
| 匿名 | 苦情申立人 (匿名) | | | | | | |
| 埼玉県立進修館 高等学校 (特定役務名) 埼玉県立進修館 高等学校環境整備業務委託 | 苦情に係る調達 機関の名称及び 調達を行った物 品等又は特定役 務の名称 | | | | | | |
| 申立人に対して入札保証金の納付を条件とすることは違反する 法であり、調達の再審査を求めるもの | 苦情の概要 | | | | | | |
| 苦情申立日が、政府調達に係る苦情の処理手続に定める申出の期間(十日)を過ぎていたため却下した | 苦情処理状況の概要 | | | | | | |
| なし | その他 必要な 事項 | | | | | | |

告 示

埼玉県告示第千二百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友狭山市駅前店

埼玉県狭山市入間川一丁目十八番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社松本ビル 代表取締役 松本和子

埼玉県狭山市富士見一―三千三百六十五―八

（変更後）株式会社松本ビル 代表取締役 松本時良

埼玉県狭山市富士見一―三千三百六十五―八

ハ 変更年月日

平成二十二年六月三十日

ニ 届出年月日

平成二十七年十一月五日

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十七日から平成二十八年三月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月十七日から平成二十八年三月十七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千三百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友狭山市駅前店

埼玉県狭山市入間川一丁目十八番一号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松本ビル 代表取締役 松本時良

埼玉県狭山市富士見一―三千三百六十五―八

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十七年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第千三百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品南桜井店

埼玉県春日部市新宿新田字西之宮三百二十一番一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一二〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四五台

ハ 変更年月日

平成二十八年七月六日

ニ 届出年月日

平成二十七年十一月五日

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十七日から平成二十八年三月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月十七日から平成二十八年三月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三―三八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市堀米字城北四百六十一番九 外二十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百四十八立方メートル

告 示

埼玉県告示第千三百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百五十一号で告示した川口都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

川口市

二 都市計画事業の種類及び名称

川口都市計画下水道事業川口公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十一月三十日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第千三百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第五百七号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

東松山市

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業東松山市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年三月二日から

平成三十年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第二百七十三号、昭和四十七年埼玉県告示第千四百六十号、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十三号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十七号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十六号、昭和五十五年埼玉県告示第千三百七十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千五百二十一号、昭和五十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和六十一年埼玉県告示第四百七十七号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百二十一号、平成二年埼玉県告示第四百十三号、平成五年埼玉県告示第三百二十二号、平成九年埼玉県告示第六百二十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十四号、平成十八年埼玉県告示第五百七号及び平成二十四年埼玉県告示第千六百七十七号の事業地に、東松山市大字東松山字藤曲及び字仲田町の各一部を加えた区域とする。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第二百七十三号、昭和四十七年埼玉県告示第千四百六十号、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十三号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十七号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十六号、昭和五十五年埼玉県告示第千三百七十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千五百二十一号、昭和五十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和六十一年埼玉県告示第四百七十七号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百二十一号、平成二年埼玉県告示第四百十三号、平成五年埼玉県告示第三百二号、平成九年埼玉県告示第六百二十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十四号、平成十八年埼玉県告示第五百七号及び平成二十四年埼玉県告示第千六百七十七号の事業地に、東松山市大字東松山字藤曲及び字仲田町の各一部を加えた区域とする。

告示

埼玉県告示第千三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千四十五号で告示した北本都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

北本市

二 都市計画事業の種類及び名称

北本都市計画下水道事業北本公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年八月二十日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第千三百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千五百五十八号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

八潮市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業八潮公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年九月二十七日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第千三百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により昭和五十三年埼玉県告示第千五百三十七号で告示した蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

蓮田市

二 都市計画事業の種類及び名称

蓮田都市計画下水道事業蓮田公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十月二十四日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第千三百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十三年埼玉県告示第千四百八十三号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

吉川市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業吉川公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十月十一日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第千三百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十年埼玉県告示第千六百五十一号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

宮代町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業宮代公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年十月二十九日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第千三百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

杉戸町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年九月一日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号、昭和五十八年埼玉県告示第千二百四十一号、昭和六十年埼玉県告示第千六百十号、平成二年埼玉県告示第九百八十号、平成六年埼玉県告示第千四百二十二号、平成七年埼玉県告示第八百三十二号、平成十二年埼玉県告示第三百七十四号、平成十三年埼玉県告示第五十一号、平成十五年埼玉県告示第七百四十一号、平成十九年埼玉県告示第三百七十三号、平成二十三年埼玉県告示第四十号、平成二十四年埼玉県告示第四百三十号の事業地に杉戸町内田四丁目、大字屏風を加え、大字深輪地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第千三百十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
東京都豊島区東池袋二丁目六十番三号
株式会社ヒューマンプラス

二 取消年月日

平成二十七年十一月十三日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

| | |
|----------------------|---|
| <p>路 線 名</p> | <p>南古谷停車場線</p> |
| <p>供用開始の区間</p> | <p>川越市大字並木字中田二二三九番六地 先から同市大字並木字中田二四二番三地 先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p> |
| <p>供用開始の期日</p> | <p>平成二十七年十一月十七日</p> |
| <p>備 考</p> | <p>交通安全対策事業による。 平成二十年三月二十八日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第四 十号で告示した道路区域の一部供 用開始である。 延長六七・〇〇メートル</p> |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年四月二十三日

指令川建セ第二六〇一二九〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十一月十二日

川建セ第二七〇〇六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸字中町五十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市大字青木百三十三番地九

岡田 悟

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

| | |
|------------------------|--|
| 指定番号 | 第一〇五号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条 第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 平成二十七年十一月十一日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島九百二十番一先から埼玉県比企郡川島町大字中山字一楽二千九十六番三先まで</p> <p>埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島九百八十九番一先から埼玉県比企郡川島町大字上伊草字堤外蔵主千八百四十六番二先まで</p> <p>埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島八百九十三番五先から埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島九百七十一番五先まで</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | <p>四百七十五・〇〇メートル</p> <p>二百四十三・〇〇メートル</p> <p>二百一十四・〇〇メートル</p> |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | <p>十・〇〇メートル</p> <p>九・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> |

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十七年十一月四日

指令越建セ第二六〇〇六八三号

二 検査済証番号

平成二十七年十一月十一日

越建セ第三三八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字金剛寺千二十三番四、千二十五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀千二十三番地 野口 雅弘

告 示

埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

一 日時

平成二十七年十一月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会平成二十七年十二月定例会提出予定案件について

ロ 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

ハ その他

告 示

埼玉県公安委員会告示第237号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項
の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年11月17日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

| 施設の名称 | 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------------|---------|-------|-------|
| 深谷自動車教習所 | 代表者の氏名 | 田中 明 | 加藤 努 |
| レインボーモータースクール | 代表者の氏名 | 永田 春記 | 佐竹 正規 |
| 埼玉県自動車学校 | 代表者の氏名 | 鈴木 美孝 | 金子 展明 |
| 東松山自動車学校 | | | |

告 示

埼玉県選挙管告示第七十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十七年十一月二十日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ウ その他